

京都市告示第265号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、毎日の、午前0時から午前9時、並びに午後3時から終日、及び土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの間における京都市立病院の業務に係る使用料又は手数料の徴収事務を平成17年7月1日から平成20年3月31日まで、次の者に委託します。

平成17年7月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

株式会社ニチイ学館

(京都市立病院医事課)